

第2回京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会 議事録

日時：平成28年11月4日（木）
午後5時～午後7時
場所：消防局本部庁舎7階作戦室

○事務局

定刻となりましたので、ただ今から、第2回京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会を開会させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず、会議の成立に必要な定足数について確認いたします。本日は、委員総数9名のうち8名の委員の皆様にご出席いただいております。委員総数の過半数を超えることから、本検討委員会規則第3条第3項の規定に基づき、本日の会議が有効に成立することを御報告いたします。

また、本日の会議は、京都市市民参加推進条例第7条に則り、公開といたします。傍聴席を設けるとともに、記者席も用意しておりますので、御了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記者を初めとする傍聴される方へのお願いでございますが、写真、テレビカメラでの撮影につきましては、議事運営の都合上、具体的な審議に入る前までとさせていただきますので、御理解、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。撮影を控えていただく際には改めてお願いをさせていただきます。

では、委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

それでは、これから議事を進めてまいりたいと思います。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

最初に、本日の議事の内容について、席上に配付されている次第に沿って進めていきたいと思っております。議事についてですが、「(1)住みたい・訪れたいまちづくりに係る現状と課題（補足説明）」は、前回の検討委員会の場で委員の先生方から何点か御質問等を頂戴していることもあり、それについての事務局からの補足説明です。これは基本的な現状認識に関するもので、あまり時間を取ることは考えておりません。本日、検討していただきたいものは、「(2)住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源確保の方向性」です。

これは、アとイの2つに区分しておりまして、「ア 負担を求める理由（財源の使途等）」については、特に今後取り組む必要がある様々な施策等の関係で、このような新たな財源を求める。その際の財源の使い道について、どのような施策等が考え得るかというようなことを中心に、検討をお願いしたいというものです。

「イ 負担を求める手法」については、一体どういうものに対して、あるいは誰に対して負担を求めるのかということ、どのような行政需要があるのかというアとの関係を踏まえ、検討をお願いすることになります。

このように、(2)を中心に検討をお願いしたいと考えております。

それでは、本日の議事に入っていきたいと思っております。先程、事務局からも言われましたように、記者をはじめとする傍聴されている方につきましては、以後、写真あるいはテレビカメラでの撮影を控えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

「2(1)住みたい・訪れたいまちづくりに係る現状と課題（補足説明）」について、事務局から説明をお願いします。資料3から資料6までが該当するものと思っておりますので、これを基に事務局から説明をお願いいたします。

(事務局から資料3「第1回検討委員会でいただいた主な意見」、資料4「新税等に関する直近の市会等での主な動向」、資料5「第1回検討委員会資料「平成27年度決算概況について(速報値)」の補足資料」及び資料6「業種別の法人市民税収等について」を説明)

○委員長

ありがとうございました。前回の検討委員会での質問は、極めて簡単に言うと、京都市の収入がどうなっているのかということだと思います。京都市が国からの地方交付税等の収入によって、ある程度満たされているのではないかと、あるいは、景気の変動等もあって、京都市の法人に関する税収がそれなりに回復しているのではないかとといったことに関する現状がどうなっているのかということに対して、事実に基づいた説明をもう少し詳しくというのが御趣旨だったと思われ、それに対して事務局から御説明を頂戴いたしました。

今の説明に関しまして、委員の皆様から御意見や御質問等がありましたら、お聞かせ願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。もし、今日の議論の中で、こういう点がどうなっているのかという事実についての確認の御質問があれば、この後の議論の中で頂戴するという事で、先に進めさせていただきます。

では、時間の関係もありますので、今回、検討をお願いしたい「(2)住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源確保の方向性」ということで、議論を進めていきたいと思っております。

これは、先程申し上げましたように、アとイの2つに分けて検討した方が、話の順番として良いと思っておりますので、最初に、「ア 負担を求める理由(財源の使途等)」についての検討をお願いしたいと思います。

これについては、第1回の検討委員会におきまして、委員の皆様から、要するに、京都市は一体何をやりたいのか、どのような施策をしたいから、新たな財源が必要なのかという、まず、どういう施策、あるいはどのような行政を、今、遂行していく必要性に迫られているのかということについての整理や、こ

れについての共通の認識が必要であるということで、御意見を頂戴したかと思
います。

京都市が今考えていること、あるいは、この新しい財源ということ想定す
る場合に、どのような施策を進めていくのか、どのような行政需要に対応して
いくのかということに関して、説明を頂戴したいと思います。これは資料7で
説明されていると思いますので、資料7について、事務局から説明をお願い
いたします。

(事務局から資料7「新たな財源を必要とする行政需要」を説明)

○委員長

ありがとうございます。今、資料7に基づいて説明を頂戴しまして、今後取
り組む必要がある施策等について説明を頂戴しましたが、1点だけ確認させて
いただきたいことがあるのですが、新たな財源を考える場合に、資料7中の1
と2と3の関係が分かりにくく感じます。というのは、1については、実施計
画第2ステージということで、既に施策として、平成28年度の予算で措置さ
れており、京都市の財源で現在進行形で取り組んでいるものであると思いま
す。

そうすると、この検討委員会が所掌する内容は、今お聞きした範囲でいうと、
1, 2, 3でいうと一番最後の3ではないかと、要するに、特別に何らかの需
要が生じて、あるいは、今まで必ずしも想定していなかったような需要が新た
に生み出されたので、新たな財源等で対応するというのが分かりやすい気がし
ます。

そういう意味でいうと、1の実施計画第2ステージの話と、2の実施計画第
2ステージには書いていないけれども、今後新たな取組が必要かもしれないと
いう話と、3の入旅客の増加によって、今まで想定しきれないような問題があ
るという話の、3つのレベルの話と、今回、検討委員会で議論しようとしてい
る新たな財源というのは、主として3を意識して、今後議論すればいいのか、
あるいは、2と3、つまり、京都市の予算措置等で具体化はされていないが、
3中心に、それと関連するような2の取組についても検討する必要があるの
ではないかと考えているのかなど、新たな財源の使い道をもう少し絞り込んで考
えることが可能であれば、検討委員会で議論しやすい気がします。このよう
なことについて、もう一度、事務局から御説明いただいた方が議論しやすいと
思いますので、お願いできますか。

○事務局

資料7の1の実施計画第2ステージに記載した事業についても、まだ財源が
完全に確保できているものではありません。平成28年度予算につきましても、
財源が市税や地方交付税等では足りないということで、前回もお話しましたが、
特別な財源対策であります公債償還基金、これは、これまでに借りた市の借金
を返すために、少しずつ積み立てているものであり、本来、借金を返すために
残しておかなければいけないのですが、それを取り崩して財源に充てているよ

うな財源が不足している状況になっております。

平成28年度はこのような形で財源を何とか確保しておりますが、平成32年度までについても財源の目途が立っているわけではありませんので、金額は仮に入れておりますが、恐らく厳しい状況であり、国は、国から地方に交付している地方交付税を減額したいという意向もありますので、恐らく平成32年度までのものについて、財源が不足するのではないかと懸念をしております。

また、委員長からありましたように、2と3について、十分織り込んでおりません。当然、経費も要りますし、人の手当ても必要となり、職員の人件費も掛かりますし、これまでに、これだけ京都を訪れる方、特に外国人の方が増えるということが十分想定できていなかったわけでありますけれども、それにより、市民生活に影響が出てきている部分がございますので、そういった新たな問題にも対応していきたいと考えております。

新しい財源ということで、このような施策を新たに行うので、その財源が必要であるということは非常に分かりやすいですが、京都市の実情を考えると、本来行わなければいけない事業についても財源が足りない状況であり、そういった状況のために十分できてない部分もございます。

このように、今行っているものを充実しつつ、新しいものにも対応していかなければいけないと考えております。議論いただく範囲が広がりますが、そういった観点で御議論いただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○委員長

今の説明で、ある程度理解しました。特に、1、2、3という3つの部分を仮に貫くものがあるとするならば、いわゆる観光関連施策等を中心という理解でよろしいでしょうか。

○事務局

はい。住みたい・訪れたいまちづくりということで、観光に限らず、やはり京都としての役割を果たしていかなければならないところもあり、観光客に向けて行っている事業でも、市民も便利になる部分もあると思います。例えば、京都駅南口で整備を行っております。これは観光バスの乗降等も考えておりますが、やはり市民の乗降もスムーズになるように考えております。

観光という観点だけではなく、観光客が訪れて良かったという施策というのは、当然、市民にとっても良いものであると思っております。観光だけにフォーカスするのではなくて、住んでいる方、訪れる方、誰もが良かったと思える施策について、財源をどうするのか、入洛客の方だけではなくて、市民の方にも負担をいただくものもある可能性はあると思っております。そういった前提条件を付すことのない議論をしていただければと思っております。

○委員長

承知いたしました。それでは、委員の皆様へ、御意見を頂戴したいと思っておりますが、本日、御意見を事前に頂戴している委員があり、今の説明とも関連するかと思っておりますので、紹介させていただきます。

施策等に関しては、市民生活にメリットがあり、行政でしかできない施策で使うのが良いのではないかと、様々な施策の中で、市バスや地下鉄の混雑や道路の渋滞への対策に使うのが良いのではないかと、あるいは、民泊によって近隣住民に迷惑が掛かっているという話があるとすれば、民泊対策というものもあるのではないかとというような御意見を頂戴しております。

こうした御意見を皮切りに紹介させていただきましたけれども、事務局の説明等も踏まえて、また、委員の先生方の関心等も踏まえて、どのような施策を京都市がすべきかなど、何なりと忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。

○委員

歩いて楽しいまちの推進にお金を使うべきだと思っています。四条通の道幅を拡幅されましたが、それでもまだ狭いという感じがしており、人が多いときはすれ違うことも怖いとか、危ないという感じがするため、新たな財源を歩いて楽しいまちに使うべきだと思います。

もう一つ、これから京都市も空き家が多くなってくると思うので、空き家対策にも使うべきだと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。

○委員

財源の使途について、1、2、3と区分されており、どの部分を対象にするのかという話ですが、市議会の方では新税に対して大変熱い期待があるということで、行政がそのような期待を持たれることは重々分かります。そのようなことも前提に置きながらですが、税金を考える際には、その財源の使途が一体何を企図していて、どのような効果があるのかということとの関係を踏まえ、どのような税を誰に負担を求めるのかという議論を組み立てることが、検討委員会での基本的なスタンスかと思っています。

そのような観点から、資料7を拝見させていただきますと、特に、実施計画第2ステージには、様々な施策がありますが、大きく分けると、観光客が増加することに対する施策、観光客が増加することで対応せざるを得ないという一種の支出という施策もありますし、それから、交通緩和等につながる、いわゆる観光客にも市民の方にも両方にメリットがあるような施策もあります。それは、例えば、乗継の利便性向上であったり、あるいは交通緩和、混雑、歩道を広げたり、あるいはバリアフリーを進めたりするといった施策もあります。それからもう1つ、非常に特徴的に感じるのは、例えば、文化振興、文化財の保護、さらには、観光体験の増加といった、いわゆる観光資源の開発や保全、あるいは、更なる観光促進を目指しての観光資源の涵養といった施策もあります。

このようなことは全て、税の使途の対象になるというふうに考えれば良いと思いますが、これら一つ一つの効果も考え合わせながら、どのような税にするかということとの関係で言うと、この3つぐらいで、あるいは適切なら4つぐらいで、その使途を整理する必要があると思います。そのような中で、一体誰

に負担を求めて、どの程度の負担を求めるのかということがもう少し絞れてくるかと思しますので、そのような整理をお願いしたいと思えます。今の時点で、そのようなことを市としては考えておられるのでしょうか。

○事務局

御指摘いただきましたように、そのような入洛客と市民の方の受益の濃淡というのはあるかと思えます。入洛客に直接的に受益が及ぶもの、また、市民と入洛客の双方にメリットがあるもの。また、文化とか伝統産業とかございましたが、それは入洛客の方にも知っていただくという面もありますが、景観の保護ですとか、伝統産業であれば、働いている方の雇用の確保といった部分もありますので、御指摘のような類型分けを少し考えてみたいと思っています。

先程、他の委員から御指摘いただきました空き家対策についても、色々な視点があると思っています。違法な民泊が問題になっていますが、まちの景観を保護していく上で、京町家の保護をどうしていくのか、また、京町家を改装して、きちんと旅館業法の許可をとって営業して活用いただくのか、そういった様々な施策が関連していると思しますので、第1回の資料でも景観、文化、観光、歩くまちといったことについて、しっかり取り組む、取り組んできたと申し上げました。このようなことをより深化、深くやっていくという視点が必要であると考えております。

○委員長

ありがとうございます。どうぞ。

○委員

幅広過ぎて、どこに絞っていいか、まだ分からないですけれども、今のお話を聞いていて、例えば、新しい税金を、このために使いますというように、ピンポイントに使うのか、それとも、実施計画第2ステージの施策の予算が足りないの、そこにも使いたいということになると、何かほかの市税収入と一緒に使われてしまうのか、どのようにお考えでしょうか。

○事務局

例えば、東京都の宿泊税については、目的税といった形でテーマを定めてやっておられますが、観光振興も入っていたかと思えます。これまでの議論を聞いておきますと、用途を明確にして、負担いただく方の理解を得る必要があるだろうといった御指摘だったかと思えます。そうした観点からすれば、やはり、目的がはっきりしたものにすればいいのかなと思っています。

ただ、この施策、この事業といった、狭いテーマではなくて、検討委員会の名前にもなっている、住みたい・訪れたいまちづくり、少し抽象的になりますけれども、幅広い観点で事務局としては使えたらと思っています。といいますのも、観光客、外国人観光客がこれだけ増加したといった状況は、恐らく10年前は全く想定できなかったと思えます。そういった新たに対応しないといけないテーマが出てくると思しますので、それに対しても、大きなテーマで目的を記載しつつ、使えるような形にできれば事務局では考えております。

○委員長

はい。では、お願いします。

○委員

範囲が広過ぎて難しいですが、この話が出てきたのは、観光客がすごく増えたということがネックになって、それをどうするかという問題が色々あるということだと思います。観光客が増えたことを、どうプラスに生かしていくかということが、これからの京都の産業の大きな柱の一つになるのでしょうかから、うまく税収につながるような形で、解決していけたらいいと思います。

観光というのは、社寺仏閣だけではなく、京都の、日本の暮らしを観に来るというところが、今の観光客は楽しみにしているところがあると思います。市民がいかに生き生きと、自分たちの文化を大事にして暮らしているかということも重要だと思いますので、景観、町家、地域の行事、祭りや、地域のまちづくりなどといったところにも、財源が補充されていって、町並みや暮らし方が整備されていくような方向になれば良いと思っています。

○委員長

ありがとうございます。では、どうぞ。

○委員

発言の機会をありがとうございます。的外れなことを申し上げましたら、大変申し訳ありませんが、お許してください。

広い分野ではありますが、最近の環境変化として一番大きなものは、外国人を中心とした観光客の急増であると思いますので、それが引き起こしているひずみ、あるいはマイナスだけではなくて、引き起こしているプラスの可能性を伸ばしていくというようなところに、観光客からいただくお金が使われていくというような良い循環を構築していけないのかなと考えております。

1つの例としての宿泊税になりますけれども、東京都の宿泊税は東京都の財政規模に比べると雀の涙のようなものでございまして、一部の方々からはもっと高いホテル料金のところから、スライド式でもっと取るべきだというような意見も出されているぐらいでありまして、恐らくそういう議論もあると思うのですが、この宿泊税に関しましては、諸外国の場合は使い方が色々ですけれども、例えば、アメリカの場合は、地域の観光振興をディステイネーション・マネジメント・オーガニゼーションという、観光に関する専門の地域組織、ここが仕切るような場合、活動費に全額充てるといような循環を作っているところもあります。

しかしながら、京都市においては、そういう循環、どこから来てどこに行くかはっきりしたものではなくて、目的税ではありますけれども、使途が少し広い形のもので、少し色々なものに使えるといったことの方が実態に即しているのかなと思っています。

ここでは何に使うのかということが、今、議論でありますので、まず、冒頭申し上げました観光により引き起こされているものについて、手を打たなければいけないものが中心になりますが、私は、京都に来てくださる諸外国からの観光客も含めて、国内の観光客も含めて、需要というものをしっかりしたもの

にしていき、かつ、質を高めてということにもまだまだお金が要るのではないかと考えております。ただ今、観光客が急増しておりますので、イケイケかと思われているかと思いますが、10年ぐらい前でしたでしょうか、インフルエンザが大流行しまして、修学旅行客のキャンセルが相次ぎましたが、これはそれ程、昔の話ではございません。観光需要というものは大きく変動をいたします。それも外部要因によって上がったたり下がったりするものです。

ですので、京都市におかれましては、市内において、集中、分散、緩和、需要の分散を図っていく必要があると思えますし、また、将来の良いお客さんを確保していく、あるいは今よりももっとお金を使ってくくださる利用客、良いお客さんに少しずつ変えていく、そういったところはしっかりやっつけていかなければいけないと思えます。これがしっかりできていないと、観光客からお金をいただくという、そもそもの足下が揺らぐというところがあるかと思えます。

また、もう一つの観点としましては、観光というのは目的だけではなくて、手段であるという考え方もございます。今、活用されていない空間、活用されていない資源については、そこでは収益が発生していませんので、税金を納めていただくというところまで持っていけていない、また、固定資産税の評価も上がってこないといったものであり、観光を使って税を納める主体に変えていくといったような考え方も大変重要です。このような観点から、空き家対策、宿泊のてこ入れ、文化財の保護等に使うことにより、稼ぐ力をつけることにつながっていけばいいと考えております。

観光需要は大きく変動いたしますので、それに頼り切るといふことの危うさがございます。それを踏まえての意見と御理解いただければと思います。

○委員長

ありがとうございました。お願いできますでしょうか。

○委員

公的な数字というものが、あまり信用できないという印象を受けており、観光関連の法人市民税は市税全体の0.3%とあって、第1回目の資料に出てきましたが、今回の資料では観光は他の市税でも増収の要因となっていると説明され、観光産業を振興することによって得た京都市のメリットをもう少し明確に出せないのかと思えます。所得、市民税は増えているけれども、観光関連は市税全体の0.3%しか払っていないというような指摘がありますと、違和感があります。また、資料6では、ホテル等の売上げと法人市民税の関係は見出し難かったという指摘がありますが、見出し難かったのは京都市の職員の方に見出そうという意識がなかったのだと思えます。本当は、観光客が増えて、京都市の税収ももっと増えているはずだと思えます。

それから、地下鉄も市バスも資料にありますように、随分利益を得ておられます。利益を得ているということもしっかりと評価しないといけないと思えます。マイナス面ばかり言って、こういう弊害が出ているとかいう問題を挙げるよりも、観光客が来ることによって、こういうメリットがありますということになれば、そこから税金を取るなどといった方法が考えられると思うのです。

地下鉄，市バスは一般会計とは違うと思いますが，地下鉄や市バスで得た利益を，一般会計に振り替えるということもあり得ることだと思います。

そのような工夫と言いますか，説明を聞いていて納得感があるものがなかなか出て来ないと感じています。そのため，もう少し整理する必要があると思いました。

また，観光客がなぜ大事なのかということも，もう少し整理した方が良いと思うのですが，日本全体の話ですが，定住人口1人当たりが1年に使う消費額は125万円と言われていますが，それは外国人の旅行者が9人，日本に来ていただいた場合の消費額に該当します。1人平均15万円ぐらいですか。国内の旅行者が宿泊していただいたら27人分，それから，国内の日帰りであれば84人分というデータを観光庁が出していますが，定住人口が減ることのデメリットを観光客で埋めていくことは非常に大事なことだと思います。

最後に，1点説明をお聞きしておきたいことがあるのですが，東京都がディーゼル車の規制をしています，技術的にどのように行っているのか教えていただきたいです。市内の混雑を緩和したいという考え方もあり，ディーゼル車の規制の手法が使えるのではないかなと思っています。

○委員長

ありがとうございます。現時点で分かる範囲で事務局からお願いします。

○事務局

ディーゼル車の規制につきましては，調べさせていただきたいと思います。

御指摘のありました道路が渋滞する，バスが混雑するといったことは，市民の方からも，渋滞している，なかなかバスに乗れないというような話もよくお聞きをしますので，大変重要な課題であると思っています。

○委員

観光客が京都市にどの程度の経済効果をもたらしているのかという観点につきましては，京都市もいつも観光総合調査で毎年捕捉されていることと思います。そこで，観光消費額が毎年計測されていると思うのですが，その最近の状況が分かりましたら教えていただきたいです。

○事務局

平成27年の観光消費額は9,704億円ということで，京都市全体の世帯の約4割の家計消費支出に相当する金額になっております。

○委員

それぐらい大きなものであり，もし波及効果というものまで含めると，産業連関表を使うと出せるのですが，京都市は産業連関表がありません。京都府の産業連関表の大まかな値で言いますと，掛ける1.3倍ぐらいになると記憶しているのですが，それぐらいの波及効果が出ると考えられます。

○委員長

そのような波及効果も含めて，次回に，少し整理をしてもらえればと思います。

○委員

他の委員も言われているように、納得感というものが非常に重要だと思っています。特に課税の場合は、お金が絡むだけに反発も大きいということは予測しておかなければいけないということで、なぜ課税をするのかという理由と、その使途の目的、必要性については十分吟味しておく必要があります。

ここまでの話を聞いていて思うことは、1つは、受益と負担のバランスが崩れているということが市の基本的な問題意識にあることです。観光関連の法人市民税は市税全体の0.3%しかないということは、ものすごく引っ掛かる数字ではありますが、それはともかく、この実施計画第2ステージでも、一応観光関連とされているものに平成28年度は32億円使われていると、そして平成32年度までに合計で75億円が投入される予定になっているということです。単年度で15億円ということになるわけです。それだけの公費を投入し、観光客はそれを利用して京都観光を楽しんでいるわけですが、それだけのものを市に返してくれているのか、おそらくお土産物屋、宿泊施設や観光関連産業は物も売れ、利益を上げているはずだと思うが、それがまわり巡って、公的なセクターにどれだけ返ってきているのかというところが問題になると思います。

正直に言って、市税全体の0.3%ということはないとは思いますが、これを厳密に計算できないとなると、単純に考えて、この単年度15億円をどのように捻出していくのかということ、市が考えるのはやむを得ないのかなと思っています。

ただ、この実施計画第2ステージの中でも、例えば、歩いて楽しいまちの中の、公共交通機関の乗継利便性の向上というところに21億円、5年間で25億円計上されていますが、これを観光施策の費用として充てるとするのは、市民の利用の方が圧倒的に多いわけですから、この積み上げ方では少し無理があると思います。逆に、景観保全や屋外広告物の規制は京都の魅力の大きな部分になっているわけですから、観光施策としてみなしても良いと思います。

いずれにしても、15億円といったようなスケールのお金が観光客のために投入されているとなると、何らかの形で公的なセクターに落とさせていただく手段を考えなければ、市民側の納得が得られないということも言えるかと思っています。結局は、払う側の観光客から、また、観光客から払ってもらう側の市民から、納得をどれだけ得られるための理由付けだけだと思います。

○委員長

ありがとうございます。

○事務局

第1回目の資料でお出ししました観光関連の法人市民税収が市税全体のわずかであるということについては、数値を持っていないということで、先程も申し上げましたが、料理飲食店と旅館・ホテルという既存の分類で説明したことはいささか乱暴だったかと反省しております。個別の企業を1つとっても、例えば、ホテルで食事をされますが、それは市民が行ったものなのか、観光客が行ったものなのか、切り分けができません。ホテル・旅館以外にも、運輸業、例えばJR西日本、阪急、京阪等は、当然、通勤に使っている方もおられれば、

観光客もおられるわけで、区分が難しい中で、少し分かりやすさに走り過ぎたと反省をしております。

そうした中で、1つの事業には、濃淡というのが当然あるだろうと、観光客にメリットがあるもの、観光客も市民もメリットがあるものがあると思います。

また、御指摘いただいた中で、市民が生き生きといった言葉は非常に示唆に富む言葉だと思っております。そこで働いている方のおもてなしが非常に魅力だといった声もありますし、伝統産業、伝統文化というのは担い手がいなくなってしまえば、生活できなくなってしまえば、それはなくなってしまいうわけです。雇用の確保と京都、日本の魅力の維持といった観点もあろうかと思っております。

また、個別の企業の税の推移をまとめているのですが、守秘義務の関係で申し上げられないのですが、企業のイメージと税額が乖離しているものが多くあります。確かに、雇用が創出され、設備投資をすれば、償却資産で固定資産税として入ってきます。

あとは、法人関係の税ですが、9割が国と府に行くということで、市に入ってくる額が少ないということもあり、また、欠損法人が非常に多いということもあります。それは税の制度的な問題であると思いますが、このようなことについて、どのようにすれば受益と負担に合った負担をいただけるか、議論いただきたいと思っております。

○委員長

御意見あるいは御質問等はございますか。

○委員

先程、何人かの委員の方からも発言がありましたが、観光政策というものは幅が広くて、それらに対して、どのような税を検討していくのかという観点が大事になると思います。観光関連の税、例えば宿泊税を考えるにしても、それ程大きな税収になるものとして日本の中で導入されたわけではありません。やはり、用途を限定するのは難しいと思いますが、先程言いましたような3つぐらいの括りの中で、その経費が大体どの程度となるのか、必ずしもその経費を満たすまでの負担を考えるかというのはまた別の議論だとは思いますが、その目途があれば良いと思います。

それから、もう一つは、市民にも大きなメリットが及ぶようなものについては、市民にも負担が及ぶような税金を考えなければならぬと思っております。そのためには、観光を振興することによって、文化財等を保護したり、観光資源を高めたりするということは、同時に京都としてのまちの魅力を高めることになって、それは京都に住んでいる人にとっても大きな便益であって、誇りであるというようなことについて整理して、そのようなことも含めて、どこに負担が求められるのかという議論をしていければと思います。

○委員長

ありがとうございました。この議論を整理するに当たって、ある程度ポイントを絞らないといけないと思います。京都市としては取り組みたいことはたく

さんあると思うのですが、強いてベスト3を挙げるよう言われたらどうするのか、あるいは、このような検討委員会を設置することを誘発する一つの原因は、急増する観光客に対して、どのように市が対応するかということだと思います。そうすると、これをメインにして、それに関連する施策は何があるのかを説明していただくとか、観光施策に加え、文化とか市民の生活の向上等の施策につながっていくと思いますが、1枚の図等でもう少し資料を分かりやすく準備していただければと思います。そうすれば、委員の先生方も意見を出しやすくなるのではないかと思います。

また、実施計画第2ステージに記載の施策が全部、重要で推進する必要があるということと、受益と負担の関係を整理したいということ、この2つがあり、必ずしも矛盾するわけではありませんが、一体どちらに軸足を置くのかということも整理した方が良いと思います。要するに、今までの各市や県の新税の議論というのは、傾向的には、受益と負担を明確にするために、特別の需要を生み出したものに対しては、それを市や県全体で負担するのは公共性という観点から正当化し得ないから、それを誘発した者に、原因者負担や受益者負担的な発想で、一定の負担をしてもらおうというものであります。

別に京都市が同じようにする必要はないのですが、もう少し大きな観点から、京都市民の暮らしの充実等を視野に入れた新税の議論をしようというのは、一つの工夫といいますか、試みだと思いますが、その際には、京都市全体で負担すべきものと、特別の需要を引き起こした者に負担するものとの切り分けをきちんとしないと、うまくいかない気がしますし、実施計画第2ステージを遂行していく際に、借金が相当あってできないのであれば、それを自力でやる場合には、住民税あるいは固定資産税を引き上げるというのが恐らく本筋だと思います。そういう本筋も頑張っていくと同時並行で、新税ということもお考えになっているのか、そのあたりの見通しが見えにくい気がします。今の段階でもしお考えがあれば、少し教えていただければと思います。

○事務局

財政の非常に厳しい状況を是正するところまで考えているかといったことについてですが、先程申し上げました公債償還基金の取り崩しは、将来の借金の返還に備えるための貯金でありますけれども、ここ数年は決算で大体10億前後です。予算規模が7,000億円半ばぐらいですので、それからすると、住民税とか固定資産税の超過課税までを検討するには至っていないと思っています。例えば、夕張市は財政再建団体になりましたけれども、様々な税を制限税率ぐらまで引き上げておりますが、そこまでは至っていないと思っています。

御指摘いただきましたとおり、どのようなことに使っていくのかということも整理したいと思っています。私が感じるところでございますが、地方税法の税体系は戦後できたものであります。これだけ外国人の方が来られるとか、国内でもこれだけ人が移動するということは、恐らく想定していなかったと思います。国内の他のところに住まれている方については、所得税等で国税として集められたものが、地方交付税等として配分されるといった仕組みはありま

すけれども、外国人の方については、このような調整する仕組みもありませんし、これだけ行政が対応していく必要があるということもなかったかと思いたすので、このような中で、新税等について、受益と負担に着目して議論できないかと考えております。

○委員長

ありがとうございます。少し私もやや強く言い過ぎたところではありますが、議論する場では、ある程度収れんした議論をした方が、委員としてはやりやすいと思います。例えば、観光関連等の新たな行政需要が引き起こされることを中心に、他にどのような関連施策を行えばいいのかということも議論して、それが京都市の側から見て、範囲が狭すぎるとか、もう少し広くといったアドバイスのようなものをいただいた方が委員としては議論の手順としてはしやすいという印象があります。次回で、京都市として何をしたいのかという施策やその施策の優先順位、場合によっては負担の切り分けのようなことも含めて、整理いただいた上で、具体的に収れんしたような議論をさせていただいた方が進みやすいと思います。

それでは、時間の関係もございまして、議題の「イ 負担を求める手法」ということで、ただ今、どういう施策を行っていくのかということについては、それぞれの委員が思っておられることと、京都市全体の大きな見地から、良い市をつくっていききたいという観点からの施策の形成という点で、ある種のずれのようなものがあつたのかもしれない。でも、それは当然あり得ることだと私は思いますので、その上で、今日の段階で御用意いただいている負担を求める手法について、御説明いただいて、次の議論に進めていきたいと思っております。資料8がその内容ですので、説明をお願いしたいと思います。

(事務局から資料8「負担を求める手法に関する論点整理」を説明)

○委員長

ありがとうございます。負担に関するものは、要するに、基本的には3つのレベルといいますか、入洛客の行為を想定して、今まであまり考えてこなかった形で新たな行政需要を引き起こすとか、そのようなことに対応するというのも意識をして、1つ目は入洛時、2つ目は入洛中の移動や宿泊、3つ目は、これは単に入洛客というのと少し視点が違って、市外の人が財産というか、例えばマンション等を保有して、それが事実上その住民登録がないとか、納税申告がないままでマンション等を持っている人が一体どのくらいかにもよると思いますけれども、そのような問題をどうするのかというもので、他の自治体がそれに対して、税という手法で対応してきた先行例もあるという紹介とともに、このようなものが検討対象になるのではないかとか、あるいは税として検討する際にこういう点を注意する必要があるということについて、御説明をいただきました。

これに関して、それぞれの委員の先生方から自由に御発言いただきたいと思

いますが、皮切りにと言いますか、事前にいただいた委員の意見を紹介します。

一つは、宿泊行為に対して、負担を求めるのが良いのではないかという御意見で、ただその際には、他の自治体よりも負担額の高い区分を設定してはどうかとか、負担をしていただいた方に、例えばポストカードを渡してはどうかというものです。また、駐車場税も良いと思っていましたが、今、駐車料金の値上がりもあるので、流入規制をするのであれば、パークアンドライドといった手法で、直接何らかの規制をした方が良いのではないかという意見です。もう一つは、市バス・地下鉄の混雑や道路の渋滞への対策のために、市バス・地下鉄の一日乗車券に上乘せするのが良いのではないかといった御意見を頂戴しています。

それでは、資料8に関しての説明についての御質問でも、あるいは御意見でも結構ですので、何なりと自由に発言していただければと思います。

○委員

私は駐車場税が良いと思います。駐車場税によって、渋滞が緩和され、また、いつも車で京都に来ていた人が、駐車場税が掛かることで、公共交通機関を使って京都に来てくれることになれば、公共交通機関にもお金を落としてくれるとともに、歩くまち京都の推進にもつながると思います。

あと、京都は日本の中でも有数の都市で、これからを引っ張っていく都市だと思っているので、ロードプライシングの制度の導入を考えてもいいのではないかと思います。

さらに、観光客に対する税としては、京都にはたくさんの大学があり、学生が多いので、学生がよく京都で着付け体験をしているので、そこに税を掛けてもいいのではないかと思います。

○委員長

ありがとうございました。いかがでしょうか。何なりと、質問でも結構ですし、感想でもお願いします。

○委員

どこから財源を引っ張ってくるかというのは難しいですけれども、別荘税というのは必要ではないかと思います。住民登録もなく、市民税も払ってない人が、都合のいいときだけ暮らすというのは、まちづくりをしている人たちは、色々とそこで知恵を出して、まちをつくっているのです、不公平感があります。あと外国人の方もたくさん買われているらしくて、マンションの管理組合でさえ把握できなくなっているということが結構あるようなので、抑止という意味でも、別荘税というのは良いと思います。

あと駐車場税ですが、景観的に駐車場というのは問題で、空き家のまま放っておくとお金も掛かるので、壊して、更地にして日銭を稼げるというので、すごく増えています。町並みを崩していく、虫歯のようにぼろぼろ抜けていくということになり良くないので、そういう空き家問題に対しても、景観に対して、抑止するという意味も含めて、駐車場に課税するというのは良いと思います。

○委員長

ありがとうございます。

○委員

ずっとお話を伺っていて、施策とその財源の確保ということを整理した方が考えやすいというように思いました。京都市の予算規模は9,000億ぐらいでしたでしょうか。

○事務局

一般会計の予算規模は7,000億半ばぐらいです。

○委員

一般会計が7,000億だとか、特別会計だとか色々あると思いますが、その中で、考えられている観光税的なものは、先程、東京も雀の涙であるというお話がありましたが、確かに雀の涙です。だから、一般会計でできない範囲でもないという気がしますが、観光客が激増していて、色々な弊害が出ており、そうしたものに対して手当てをしないという需要が生じているため、受益者負担ということで、そこから税金を取るのが良いという考えだと思います。

そうすると、観光客が増えたことにより弊害が出ており、何とかしなければいけないという項目を10個程絞って、これにはこれぐらいのお金が要ると示していただき、それを一般財源から出すとしたら他のお金を減らさなければならぬということになると思います。そうすると、それを確保するためにどのような税金を考えるべきかというように整理した方が考えやすいと思います。

施策の項目も、その時その時によって変わるとは思いますけれども、優先的にこれを取り組む必要があります。その財源が要するというところで整理する必要があると思います。宿泊税を取っても、5億ぐらいかなという感じですよ。10億はなかなか取れないでしょう。

○事務局

東京都並にしたら3億、4億ぐらいだと思いますが、制度設計によると思います。東京や大阪は1万円以上が対象となっていますが、課税の最低限を設けないことも考えられると思います。特に、東京や大阪と違いますのは、京都はホテルの割合が少なく、簡易宿所、ゲストハウス等が多いものですから、その1万円を超えるところが少ないという事情もございますので、宿泊税というテーマになるのであれば、御議論をお願いしたいと思います。また、税率のスライドをどうするのか、京都では今、1泊100万の部屋もあるようですが、それも100円や300円で良いのかという考え方もあります。

このように、税率の設定をどうするかによって税収が大きく変わってくるとは思いますので、宿泊税が良いとなった場合には、制度設計等についても議論いただきたいと思います。

○委員

それは置いておき、このような施策を実行していきたい、外国人が増えたり、観光客が増えたことによって生じた新しい施策にはこのようなものがある、そのためには、これぐらいの財源が必要であるという整理ができれば、考えやすいと思います。

○委員長

ありがとうございました。全く同感で、やはりある程度、絞っていただいた方が、議論のしやすさであったり、市民に対して説明する際にも明確さというものが必要になってくると思いますし、今後、検討していただければと思います。

○事務局

分かりやすくと言いますか、分かりやすい議論をすれば、対外的にも分かりやすい説明ができるという御指摘であると思いますので、それにつきましては工夫をさせていただきます。

○委員長

よろしくお願いします。

○委員

私も今の御指摘のとおり、情報の整理をしていただけると大変ありがたいと思っております。まずもって賛同申し上げたいと思います。

その上で、宿泊税については、是非、議論の俎上に乗せていただきたいと思っております。手法としては、非常に考えやすいところであるということもありますけれども、京都はもう皆様方には釈迦に説法ですが、世界の観光都市であります。様々なランキングでも、多少順位が変動しようが、必ず上位に入り続けているということについては、首都でないにもかかわらず、もちろん古都であり、昔の首都でありますけれども、非常にプレゼンスの高い国際競争力のある観光都市であることは間違いございません。

このような世界的な都市の大半が宿泊税をしっかりとお客さんから徴収し、観光空間としての都市のレベルアップをするというところで、お金を使っているというのは、世界的なスタンダードであります。

ですので、ぜひ選択肢として京都もそれを検討されたいと思います。国際的な観光都市だと思っておられるところへ行くと、皆、宿泊税を払っているわけですので、観光客にとって抵抗はない、外国人にとって抵抗はないとも考えられると思います。

宿泊税のことをもう少しだけ申し上げますと、徴収を担当していただく方が宿泊事業者の方々ということになってしまっていて、お手間が掛かってしまうことにはなりますが、ここは宿泊業の方、交通事業者の方、そして旅行事業者の方々、要するに観光の本丸のビジネスをされているの方々というのは、京都のまち全体が創ってきたものを活用してお仕事をされているということもありますので、それは市民も含めて、歴史が全部創ってきたものを活用されているということにお返しをしていただいてもいいのかなという考え方もあります。

最後ですけれども、おそらく訪日外国人旅行者が急増して、一番引き起こされていることというのが交通渋滞の部分だと思っておりますので、これは市民に迷惑をお掛けしながらということだと思っております。きちんと聞いたことはありませんが、観光客が増えて、困っている市民の方々も多いと思います。あまり

来てもらいたくないと思う方も、このままだと増え続けるのではないかという気がしております、市民の方が一番困り、そして観光客の利便がマイナスにいくという、その一番の接点のところをしっかりと新税で対応するという方針が出るといいと思います。

○委員長

ありがとうございました。

○委員

不動産屋さんに話を聞くと、中国の方があちこちの土地を買っていると聞きますので、別荘税というのも良いと思うのですが、言いにくいかもしれませんが、大体、10億ぐらいを目途に思っておられるというのがあれば、それを別荘税だけで賄うというのはかなり難しいと思うので、それぐらいを税収で取りたいということであると、宿泊税になってしまうのかなという感じがしました。先程おっしゃったように、ホテルよりも簡易宿所の方が京都は多いということなので、大阪とか東京とかを見ていると、免税点があって、例えば1万円未満は掛けないとかいうのがあるようですけれども、個人的な話で言うと、自宅が中京で、まちなかに暮らしているのですが、民泊が増えて、たくさんのごみを、ごみの日ではない日に指定のものではない袋に入れて出すとか、電化製品等を買った後の段ボールを、たくさん出されて帰られるなど、町内では大変困っているのにもかかわらず、免税点があり、本当はその人たちにも払ってほしいのに、迷惑を掛けられているのにもかかわらず、払われないということもあるので、修学旅行生は免除ということもあろうかと思うのですけれども、簡易宿所にも掛けようという方向に行ってほしいと、個人的には思います。

○委員長

ありがとうございます。

○委員

宿泊税はあっていいかなと、駐車場税もあっていいかなと、別荘税もあっていいかなと思います。入浴時を考えると、電車は難しいと思いますが、観光バスで入ってくる人は捕捉できそうなので、それも対象にしていいかなと思います。ただ、先程から出ていますように、結局、京都市としてどれぐらいの財政需要があって、納得を得ながら、多様な税目の中でどうバランスをとって徴収していくかということがあると思います。先程発言がありましたが、何に使うのか、どのような必要性があるのかということをも具体的に言うていくということが必要だと思います。

3つも4つも税目を創るのはどうかと言っているのは、これから時代とか状況が変わっていくと、ここにも課税した方が良いとか、色々出てくる可能性があるのです、京都税みたいな感じで大きなくりのものを創っておいて、その中に税目として駐車場関係のもの、宿泊のもの等として、後で進化というか深化させていくような制度設計にしておく方が、柔軟性があるという気がします。

○委員長

ありがとうございました。

○委員

どのような種類の税金が想定できるかは、今日もたくさんの税金を御提案いただきましたけれども、種類は限られているのではないかと思います。特に、先程おっしゃっていただきましたように、例えば、入洛客に負担を求めるべき税金として、どのようなものを考えられるのかとか、それから、市民と入洛客の双方が負担できるような税として、どのようなものがあるのか。にわかには思いつかないですが、それを整理していただいて、どのようなものがあるかということを一覧表のように出していただけたらと思います。

例えば、入洛客に負担を求めるものとして、個別のものにというところ、狙い撃ちのように言われるかもしれませんが、例えば、レンタカーですとか、レンタサイクルですとか、そのようなものに低額でも課税を考えてみるとか、それから、市民及び入洛客の双方が負担を分かち合うべきものとなると、例えば、ゾーニングをした上で、都市計画税の追加課税のような形を考えて、事業者がその価格に一定程度の税を負担する、転嫁するというようなことを期待するとか、まだ議論の早い段階ですから、少し幅広に考えて、そのような中から議論を深められればと思います。

○委員長

ありがとうございます。一巡はしたと思いますが、何回でも御発言いただいて結構です。どうぞ。

○委員

色々な案が出ればいいかなと思って、とんでもないことを言うかもしれませんが、古都税というのは失敗しましたね。どういう経緯で、結局、何が問題だったのか、その随分昔のことなので分からなくなっていますが、今、色々な神社が立ち行かなくなっていることもありますし、京都の歴史的な景観を守ることということで、バッファゾーンを周りの人も周りの地域も大事にしようということがありますので、富士山に登るときのような協力金という形で、強制ではないという形であれば、宗教だとか色々なことが関係なく、負担していただくことができるのではないかと思います。

○委員長

色々なアイデアで結構ですし、それ以外に何でも結構ですし、まだ少し時間もありますので、言い足りなかったこととか、もう少し質問したいこととか、何なりと遠慮なくおっしゃっていただければと思います。よろしいでしょうか。

今日の会議で何人かの委員が御指摘になったように、もう少し絞った議論の方が進むと思いますし、どちらかという後半の方が各委員も色々な意見を言いやすいということのようでしたので、議論を集約するという観点から、この次以降、少し議論を整理する方向でお願いできればと思っています。

まだ時間はありますし、もしおありであれば。なければ別に早く終わっても悪い話ではありませんので。市の方から何かあればどうぞ。

○事務局

抽象的な形でしか資料を用意できなかったということで、御苦勞をお掛けし

て申し訳ないと思っています。どこまで整理できるか分かりませんが、整理したいと思っています。どれぐらいの需要に対応すべきなのかというのは、どのような整理をしていくか、なかなか難しいかもしれませんが、作業をしていきたいと思っています。

新税の目的として、財源という部分と、あとは政策目的実現のため、駐車場は典型的かと思いますが、歩くまち・京都の理念を実現するために、市内への流入を抑制する1つの手段としていきたいとか、どこまでできるかという限界はあろうかと思いますが、そういった理念実現のための手段としての面もあろうかと思っています。

今回、その御意見をいただきまして、事務局で少し整理して、次回の会議で御提示したいと考えております。

○委員長

ありがとうございます。

今、お話いただいたように、やっぱり新税ということを考えると、その前提の部分を明確にといいますか、整理をするというのは、それぞれの委員の方が、異口同音にそうしてほしいという御意向なので、さらに検討をお願いしたいということが1つです。

それと、今日の議論では特に後半の部分で色々な御意見がありましたように、もし新税ということを考えるとすると、受益と負担や、あるいはその負担は本来誰が負担すべきなのか、あるいは市民全体が負担すべきかという切り分けの問題がどうしても出てきますので、その切り分けを明確にしてほしいというのが2つ目の御依頼かと思っています。

3つ目は、その財源ということの前提で、そもそも一体その財源で大体どれぐらいの規模で、何をしたいのかという具体的な施策を、例えば、ベストスリーでもベストファイブでも結構ですから、整理をしていただいた方が、話としては進みやすと思います。

さらに、4つ目でしょうか。それは今日のお話では、事務局の方で、入洛客が入るとき、あるいは入って以降、例えば、宿泊行為ですとか、駐車行為ですとか、あるいは別荘の所有といったようなことについて、今後、負担を求め得るかどうか、あるいは制度設計がどこまで可能かどうかというのを、今後、整理していくことについての御意向はおありだというふうにお聞きしました。そういうことで、今言いましたようなことで、焦点を絞る格好で、整理をお願いできればと思っています。

今日の議論はこれで終えさせていただいてよろしいでしょうか。この議事「2(2)住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源確保の方向性」というのは、これでよろしいでしょうか。

○委員

すみません、1点だけ良いですか。

具体的な税の話が駐車場とか宿泊とか出てきましたので、東京とか大阪の例とか他の例を参考に、もし京都で実施すればこれぐらいになるというのが、仮

のシミュレーションですけれども、そのようなものがあれば、イメージがしやすくなるかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○事務局

正直言いますと、なかなか把握できていないというところもございます。例えば、駐車場ですと、一体市内に何箇所あるのかというのは、正直把握できていない、また、昨日まで駐車場だったところが、急にホテルが建つとか、色々状況が変わってきますので、なかなか自治体が把握できてないところがございます。

別荘税に関しても、別荘がどれだけ市内にあるのかが分からないというのが現実でございますので、どういったことができるのか、持ち帰らせていただけますでしょうか。

○委員長

では、今後、事務局で十分検討をお願いしたいと思います。

議事としては、「3その他」ですが、それ以外で委員の方で、何か特に御要望とか御意見はございますでしょうか。特になければ、今日の議論すべき論点については、終えたつもりです。

それでは、事務局から特に何かございましたら、御発言をよろしくお願いいたします。よろしいですか。はい、分かりました。

それでは、以上の議事は今までのとおりということで、この次の第3回の委員会についてということで、資料2のスケジュール案というのを御覧いただいたらと思います。

資料2のスケジュール案では、第3回というのは12月中旬頃ということで、中間取りまとめ案の検討をしたいということになっています。これが本当に中間取りまとめ案として、どれだけ具体化というか、つまり委員の総意ができるかというのは、これはもう議論次第だと思いますし、今後の準備如何だと思いますが、今の案では第3回検討委員会というのは、中間取りまとめの案について議論するということになっております。その際には、今後どういうことを議論し、検討を更に深めていくかというのを整理する必要があるということになっています。今日の委員の方からの御意見や御発言を参考にして、中間取りまとめ案として、事実関係と、その事実を前提にして、合理的な制度設計としては、こういうことが可能だという、できるだけ具体的な案を、第3回までに御準備をお願いしたいと考えております。

では、これで一応私の役目は終わりかと思っておりますので、進行を事務局にお返しします。

○事務局

委員長、ありがとうございました。

また、委員の皆様方におかれましては、色々な御意見を賜りまして、本当にありがとうございました。

今、お話をいただきましたが、第3回の検討委員会につきましては、12月中旬頃を予定しておりますので、委員の皆様方、また御出席をどうぞよろしく

お願いいたします。

それでは、これもちまして、第2回住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。